

国における現行計画の基本指針およびもりやま障害福祉プラン2021における成果目標

No	項目	国における基本指針	項目	もりやま障害福祉プラン2021における成果目標	令和元年度実績値	令和4年度実績値	令和5年度目標値	成果等
1	施設入所者の地域生活への移行	地域移行者数が令和元年度末施設入所者の6%以上	施設入所者の地域生活への移行	地域移行者数が令和元年度末施設入所者の6%以上	1人	0人	2人	精神病院からの地域移行はあったが、入所施設からの地域移行は進まなかった。
2		施設入所者数が令和元年度末の1.6%以上削減		施設入所者数が令和元年度末の1.6%以上	33人	35人	35人	入所施設からの地域移行が進まなかった一方で、入所施設の待機者が入所された。
3	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域）を設置	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置	1か所	1か所	1か所	自立支援協議会に分野を設け、保健・医療・福祉等関係者で協議を開始した。
4		精神障害者の精神病床から退院後の1年以内における平均生活日数（316日以上）						
5		精神病床の1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）						
6		退院率が入院後、3カ月69%以上、入院後6カ月86%以上、1年時点92%以上						
7	地域生活支援拠点の整備	各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証および検討する	地域生活支援拠点の整備か所数	市内または圏域内に少なくとも1か所の地域生活支援拠点等を整備	0か所	0か所	1か所	湖南福祉圏域における面的な拠点整備について、関係機関と協議中。
			圏域での地域生活支援拠点の運用状況の検証	年1回以上運用状況を検証および検討	設置の検討	設置の検討	1回以上の検討	
8	福祉施設から一般就労への移行	一般就労への移行者数が令和元年度の1.27倍以上	福祉施設から一般就労への移行	一般就労への移行者数が令和元年度の1.27倍以上	17人	19人	22人	就労移行支援や就労定着支援等、就労系のサービス利用は年々増えており、一般就労への移行者数および就労移行支援の利用者数ともに目標を上回った。
9		就労移行支援事業利用者が令和元年度の1.30倍以上		就労移行支援事業利用者が令和元年度の1.30倍以上	9人	57人	12人	
10		就労継続支援A型事業利用者からの移行者数が令和元年度の1.26倍以上		就労継続支援A型事業利用者からの移行者数が令和元年度の1.26倍以上	7人	4人	9人	就労継続支援A型利用者数は増加傾向（令和元年度末27名→令和4年度末41名）にあるが、A型からの一般就労への伸びはなかった。
11		就労継続支援B型事業利用者からの移行者数が令和元年度の1.23倍以上		就労継続支援B型事業利用者からの移行者数が令和元年度の1.23倍以上	1人	14人	2人	就労継続支援B型からの就労者数は、目標を大幅に上回った。
12		移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合が全体の5割以上		移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合が全体の5割以上	87.5%	0%	90%以上	市内就労移行支援事業所での利用者は、一年更新で就労をめざすばかりであったため目標に達することができなかった。
13	就労定着支援1年後の就労定着率が80%以上の事業所が全体の7割以上	就労定着支援1年後の就労定着率が80%以上の事業所が全体の7割以上	-	-	70%以上	就労定着支援サービスを利用することで、継続した就労に効果がある。		
14	障害児支援の提供体制の整備等	児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所設置	障害児支援の提供体制の整備等	児童発達支援センターを市内に少なくとも1か所設置	1か所	1か所	1か所	平成17年4月1日よりすこやかセンター内に、守山市発達支援センターを設置。
15		保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築		保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築	構築済	2か所	維持	市内2か所(あゆっ子、オリーブのねっこ)
16		主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村または各圏域に少なくとも1か所確保		主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1か所確保	4か所 (放課後等デイサービス事業所)	放課後等デイサービス事業所 4か所 児童発達支援事業所 2か所	放課後等デイサービス事業所 4か所以上 児童発達支援事業所 1か所以上	・児童発達支援事業所1か所 ・放課後等デイサービス事業所(重心対応型)4か所(ナナ、凜守山、オリーブのねっこ、YELL)
17		医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置およびコーディネーターを配置（令和5年度末まで）	医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置	-	設置予定（R5.4～）	圏域で設置	圏域における自立支援協議会、サービス調整会議の場において、医療的ケア児支援に関する協議を行っている。	